

参加表明書及び技術提案書作成要領

1 総則

- (1) 当該プロポーザルは、業務における取組方法等について提案を求めるものであり、業務の具体的な内容や成果品の一部の作成や提出を求めるものではない。具体的な作業は、契約後に提案書に記載された内容を反映しつつ、本町と協議しながら行うこととする。
- (2) 提出書類の作成は、実施要綱及び本要領、各様式の記載によるものとする。
- (3) 様式の記載欄の大きさ等は、記載量により適宜変更できるものとするが、様式の記載事項等は改変しないこと。また、特に定めのあるものを除き、各様式の左側余白は30mm以上確保すること。
- (4) 技術提案書について、様式第2号（技術提案書表紙）及び様式第3号（業務実施体制）以外には、応募者である企業等の名称を記載しないこと。
- (5) 技術提案書の提出は、様式番号順に並べ、左端上部1箇所をホッチキス留めしたものの（正本1部）と、クリップ留めしたもの（写し1部）を提出すること。

2 各様式の記載に係る留意事項等

(1) 参加表明書

様式第1号（参加表明書）

- ① 必要事項を記載し、押印すること。
- ② 連絡先は、様式記載の必要事項について必ず記載すること。

(2) 技術提案書

様式第2号（技術提案書表紙）

- ① 必要事項を記載し、押印すること。

様式第3号（業務実施体制）

- ① 本業務に配置予定の管理技術者及び担当技術者について、氏名、所属及び分担業務を記載すること。
- ② 担当技術者は、分担する業務内容等により、複数配置することを妨げない。複数の担当技術者を配置する場合には、分担内容を記載するとともに、主たる担当技術者1名を選任し、分担業務記載欄に「(主)」と記載すること。
- ③ 提出者以外の企業等に所属する者を予定技術者として配置しようとする場合は、その者が所属する企業名等を所属記載欄に明記すること。
- ④ 業務の一部を再委託する場合は、その業務分担の内容について記載すること。

様式第4号（会社実績）

- ① 同種業務の実績について、最大6件まで記載すること。

様式第5号（予定技術者の経歴等）

- ① 配置予定の管理技術者及び担当技術者（担当技術者を複数配置する場合においては、主たる部分を担当する者に限る。）について作成すること。
- ② 同種業務の実績について、最大6件まで記載すること。

- ③ 手持ち業務は、契約金額500万円以上について、すべて記載すること。なお、プロポーザル方式等により特定された未契約業務については、手持ち業務とみなす。

様式第6号（予定技術者の業務実績）

- ① 様式第5号で記載したすべての同種業務の実績1件ごとに作成すること。
- ② 配置予定の管理技術者及び担当技術者（担当技術者を複数配置する場合においては、主たる部分を担当する者に限る。）それぞれについて作成すること。
- ③ 実績業務1件につきA4判縦2枚以内で作成すること。

様式第7号（業務の実施方針等）

- ① 下記に示す整備方針及び提案のテーマを踏まえて作成すること。
- ② A3判横2枚以内（カラー可）で作成すること。（枚数超過は認めない。）
- ③ 業務実施における着眼点、業務の実施方針、業務フロー及び工程計画等について記載すること。

様式第8号（業務に対する具体的提案）

- ① 下記に示す整備方針及び提案のテーマを踏まえて作成すること。
- ② A3判横2枚以内（カラー可）で作成すること。（枚数超過は認めない。）
- ③ 業務実施における着眼点、業務実施方針等を踏まえ、本業務の実施にあたり技術提案として提案する項目及びその内容を具体的に記載すること。

整備方針および提案のテーマ

（整備方針）

本施設は、平成26年度に予定されている丹波綾部道路の供用に合せて、地域との関わりの入り口として、確実な誘導による経済収入の確保、地域情報の発信、交流による活性化、さらには施設利用をきっかけとした地域への直接誘導を図ることを目的に基本計画に基づき整備するものである。

（提案のテーマ）

以下の3点のテーマを含んだ提案書を作成してください。

- ・ 基本計画における整備方針を具現化するための事業者募集・選定に係る方策
- ・ 特に地域振興・地域活性化・地域経済への波及効果を期待する施設であるため、地域住民・地元企業の参画を促すような仕組みづくりの方策
- ・ 事業実施にあたって、特に留意するリスクとその対応策について

3 参考資料の作成に係る留意事項等

（1）業務実績を証する資料

- ① 様式第4号（会社実績）、様式第5号（予定技術者の経歴等）及び様式第6号（予定技術者の業務実績）で記載した業務実績について、記載内容を確認できる資料を提出すること。
- ② TECRIS登録業務については、登録書あるいは業務カルテの写しで可とする。

③ T E C R I S登録のない業務については、契約書（約款部分を除く）及び技術者選任通知書等の写しを提出すること。

(2) 技術者資格を証する資料

様式第5号（予定技術者の経歴等）に記載した技術者保有資格について、それを証する写しを提出すること。（資格証明書の写し等）

(3) 参考見積書

① 技術提案の内容に基づき、業務の規模（予算額）の範囲内で、必要となる費用を算定し、参考見積書として提出すること。

② 参考見積書の様式は自由とするが、技術者配置計画及び見積の内訳が分かるように記載すること。